

平成24年(ワ)第49号等 玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川照 ほか

被告 九州電力株式会社

国

準備書面33

2016(平成28)年11月4日

佐賀地方裁判所民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 板 井

優



弁護士 河 西 龍 太 郎



弁護士 東 島 浩 幸



弁護士 梶 島 敏 雅



外

本準備書面は、平成28年8月26日付け被告九州電力(以下、被告九電という。)
準備書面14(以下、被告書面という。)に対する反論を目的とする。

第1 被告九電の反論

被告九電は、①都道府県別及び宮崎県各自治体の白血病死亡率の状況、②ヒトT細胞白血病ウイルス感染者の影響、③鹿児島県各自治体の白血病死亡率と川内原子力発電所からの距離と関係性などを勘案すると、本件玄海原子力発電所が原因となって佐賀県各自治体の白血病死亡率を突出して上昇させているとする原告らの主張には、理由がないと反論する。

第2 上記①、③に対する再反論について

1. 原告らが佐賀県各自治体における白血病死亡率において問題にしているのは、単に、佐賀県各自治体において白血病死亡率が増加しているということではなく、原告ら準備書面23別紙添付のグラフ（本準備書面別紙1参照）、及び原告ら準備書面31別紙添付のグラフ（本準備書面別紙2参照）において示した、佐賀県各自治体における白血病死亡率の増加の傾向である。上記二つのグラフから見て取れることは、本件玄海原子力発電所の立地と白血病死亡率との間には明白な関係性が認められるということである。
2. ①都道府県別及び宮崎県各自治体の白血病死亡率の状況、及び、③鹿児島県各自治体の白血病死亡率と川内原子力発電所からの距離との関係性を幾ら述べようとも、本件玄海原子力発電所が立地する佐賀県各自治体において生じている白血病死亡率の増加傾向に関する事態を否定することはできない。
3. したがって、上記①、③の事実によって、本件玄海原子力発電所の立地と白血病死亡率との関係性を否定することはできない。そこで、以下②について検討する。

第3 上記②に対する再反論について

1. 被告九電の反論

被告九電は、「白血病死亡率については、高齢化の進展による全国的な増加

に加えて、都道府県別（地域別）の白血病死亡率を左右する何らかの要因があるものと推察される。」との観点から、「佐賀県を含む九州・沖縄地域の各県で白血病死亡率が高い要因としては、・・・九州・沖縄地域においては、ヒトT細胞白血病ウイルス（HTLV-1）の感染者が他地域に比べて多く、その関連疾患の一つである成人T細胞白血病による死亡者が多いことがあげられる。」したがって、「九州・沖縄地域の各県の白血病死亡率が高い理由として、・・・成人T細胞白血病による死亡者が多いためである」から、佐賀県各自治体の白血病死亡率の上昇は、本件原子力発電所の稼働とは全く関係がない、と反論する。

2. 原告らの再反論

- (1) ヒトT細胞白血病ウイルスのキャリアは、ほんの僅かではあるが（4～5%）、ヒトT細胞白血病を発症する（甲B14：4頁）。そして、佐賀県を含む九州・沖縄地域においては、ヒトT細胞白血病ウイルス（HTLV-1）の感染者が他地域に比べて多く、その関連疾患の一つである成人T細胞白血病による死亡者が多い（甲B14：2頁）。
- (2) しかし、HTLV-1が発見されたのは、1980年と比較的最近であるが、このウイルス自体は古くから人類と共存してきた。日本では縄文時代より前からHTLV-1の感染があったといわれている（甲B14の2頁、甲B15）。したがって、佐賀県を含む九州・沖縄地域においては、縄文時代より前からすなわち本件玄海原子力発電所が稼働するはるか以前からHTLV-1の関連疾患の一つである成人T細胞白血病による死亡者が多かったと考えられる。
- (3) さらに、被告九電も述べているように、成人T細胞白血病については、公益財団法人放射線影響研究所における放射線被ばくによる後影響調査において、放射線被ばくによる発症リスクの有意な増加は認められていないことが報告されている（乙イ3-2（要覧）18頁）。
- (4) そして、被告九電の主張に基づけば、平成6年から平成20年までの15年

間の期間で、唐津保健福祉事務所管内（唐津市及び玄海町）での年間平均の白血病死亡者率は12.9人／10万人、白血病罹患率率は15.6人／10万人、そのうち成人型T細胞白血病者率は7.3人／10万人となる。

他方、昭和44年から昭和49年までの6年間の期間で、唐津保健福祉事務所管内（唐津市及び玄海町）での年間平均の白血病罹患率率は不明であるが、白血病死亡者率は5.6人／10万人と二分の一以下に減少する一方、上記（2）（3）の条件を前提にする限り、成人型T細胞白血病者率は平成6年から平成20年までの15年間の年間平均値と同様の7.3人／10万人前後のままと考えられる。

（5）小活

以上のとおり、佐賀県を含む九州・沖縄地域においては、縄文時代より前からすなわち玄海原発が稼働するはるか以前からHTLV-1の関連疾患の一つである成人T細胞白血病による死亡者が多かったのである。

したがって、被告九電の主張する佐賀県を含む九州・沖縄地域における成人T細胞白血病の存在は、本件玄海原子力発電所の稼働後における距離に反比例した佐賀県各自治体の白血病死亡率の『上昇』の他原因の説明とはなっていないのである。

第4 まとめ

よって、①都道府県別及び宮崎県各自治体の白血病死亡率の状況、②ヒトT細胞白血病ウイルス感染者の影響、③鹿児島県各自治体の白血病死亡率と川内原子力発電所からの距離との関係を理由とする被告九電の反論は理由がない。

本件玄海原子力発電所周辺の各自治体の白血病死亡率は、本件玄海原子力発電所の稼働の結果放出された放射性物質が原因となって上昇しているのである。

以上